

**【海外旅行保険】  
補償の内容  
【保険金をお支払いする場合とお支払いできない主な場合】**

この保険は、海外旅行行程中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガまたは病気等により、被保険者が損害を被った場合に保険金をお支払いします。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
<p>治療費用</p>	<p>被保険者が以下の①～③のいずれかに該当したことにより、以下のア～キ等の費用（※1）のうち被保険者が治療のため現実に支出した金額（※2）をお支払いします。ただし、社会通念上妥当な額とし、ケガまたは病気等の事由の発生1回につき、治療費用保険金額を限度とします。なお、①に該当した場合は事故の発生の日からその日を含めて180日以内、②または③に該当した場合は医師の治療を開始した日からその日を含めて180日以内に受けた治療に要した費用にかぎりです。</p> <p>①責任期間中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため、医師の治療を受けた場合</p> <p>②責任期間中に発病した病気（※3）または責任期間終了後72時間以内に発病した病気により、責任期間終了後72時間を経過するまでに医師の治療を開始した場合。ただし責任期間終了後72時間を経過するまでに発病した病気の原因が、責任期間中に発生したものにかぎりです。</p> <p>③責任期間中に特定の感染症に感染したことにより、責任期間が終了した日からその日を含めて30日を経過するまでに医師の治療を開始した場合</p> <p>（※1）国内外を問わず治療を受けた被保険者が病院等に直接支払う費用をいいます。ただし、健康保険・労災保険および海外における同様の制度等により直接支払う必要のない費用は除きます。以下同様とします。</p> <p>（※2）カイロプラクティック、鍼（はり）または灸（きゅう）の施術者による治療のために支</p>	<p>① 故意または重大な過失</p> <p>② 自殺行為、犯罪行為または闘争行為</p> <p>③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等</p> <p>④ 妊娠、出産、早産、流産またはこれらに起因する病気</p> <p>⑤ 歯科疾病</p> <p>⑥ 頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見のないもの</p> <p>⑦ 無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、シンナー等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転（ケガの場合）</p> <p>⑧ 自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行（これらに準ずるものおよび練習を含みます。）の間の事故（ケガの場合）など</p>

出した金額は対象になりません。  
 (※3)責任期間開始前から発病していたと  
 医師が診断した場合(既往症や持病)等  
 は、被保険者の自覚の有無を問わず対象  
 になりません。  
 (注)病気の原因の発生時期、発病の時  
 期、発病の認定、治療を開始した時期等は  
 医師の診断によります。以下同様としま  
 す。  
**<お支払い対象となる主な費用>**  
 ア. 医師または病院に支払った診察費・入  
 院費等の費用  
 イ. 義手および義足の修理費  
 (ケガの場合のみ)  
 ウ. 入院または通院のための交通費  
 エ. 治療のために必要な通訳雇入費  
 オ. 保険金請求のために必要な医師の診  
 断書の費用  
 カ. a. 入院により必要となった国際電話料  
 等通信費  
 b. 入院に必要な身の回り品購入費(5万円  
 を限度とします。)  
 ただし、1回のケガまたは1回の病気につ  
 き a.b.を合計して 20 万円を限度とします。  
 キ. 当初の旅行行程を離脱したことで必要  
 となった当初の旅行行程に復帰または直  
 接帰国するための交通費および宿泊費。  
 ただし、払戻しを受けた金額または負担す  
 ることを予定していた金額は差し引いてお  
 支払いします。 など

**傷害死亡・  
後遺障害保険  
金支払特約**

**<傷害死亡保険金>**  
 責任期間中の急激かつ偶然な外来の事故  
 によりケガをされ、事故の発生の日からそ  
 の日を含めて 180 日以内に死亡された場  
 合、傷害死亡・後遺障害保険金額の全額  
 をお支払いします。ただし、すでに傷害後  
 遺障害保険金をお支払いしている場合は、  
 その金額を差し引いてお支払いします。  
**<傷害後遺障害保険金>**  
 責任期間中の急激かつ偶然な外来の事故  
 によりケガをされ、事故の発生の日からそ  
 の日を含めて 180 日以内に後遺障害が生  
 じた場合、その程度に応じて傷害死亡・後

- ① 故意または重大な過失
- ② 自殺行為、犯罪行為または闘  
争行為
- ③戦争、外国の武力行使、革  
命、政権奪取、内乱、武装反乱そ  
の他これらに類似の事変(テロ行  
為を除きます。)、核燃料物質等
- ④ 妊娠、出産、早産または流産
- ⑤ 頸(けい)部症候群(いわゆる  
「むちうち症」)、腰痛等で医学的  
他覚所見のないもの(傷害後遺  
障害保険金のみ)
- ⑥ 無資格運転、酒気を帯びた状

	<p>遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする傷害後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、傷害後遺障害保険金額を限度とします。</p>	<p>態での運転または麻薬、シンナー等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ⑧自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故 など</p>
<p>疾病死亡保険金支払特約</p>	<p>被保険者が以下の①～③のいずれかに該当した場合、疾病死亡保険金額の全額をお支払いします。</p> <p>①責任期間中に病気により死亡された場合 ②責任期間中に発病した病気または責任期間中に原因が発生し、責任期間終了後72時間以内に発病した病気により、責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡された場合。ただし、責任期間終了後72時間を経過するまでに医師の治療を開始し、その後も引き続き医師の治療を受けていた場合にかぎりませす。 ③責任期間中に感染した特定の感染症により、責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡された場合</p>	<p>① 故意または重大な過失 ② 自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等 ④妊娠、出産、早産、流産またはこれらに起因する病気 ⑤歯科疾病 など</p>
<p>救援者費用等補償特約</p>	<p>被保険者が以下の①～⑦等のいずれかに該当したことにより、以下のア.～カ.等の費用のうち保険契約者、被保険者または被保険者の親族が現実に支出した金額(※1)をお支払いします。なお、保険期間を通じ救援者費用等保険金額を限度とします。</p> <p><u>&lt;お支払い対象となる主な場合&gt;</u></p> <p>①責任期間中に急激かつ偶然な外来の事故によりケガをして継続して3日以上入院された場合 ②責任期間中に発病した病気(妊娠、出産、早産、流産またはこれらに起因する病気、歯科疾病は含まれません。)により継続して3日以上入院された場合。ただし、責任期間中に医師の治療を開始していた場合にかぎりませす。 ③責任期間中に搭乗している航空機・船舶が行方不明になった場合</p>	<p>①故意、重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為(※) ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転(いずれも事故の発生の日からその日を含めて180日以内にケガにより死亡された場合を除きます。) ④麻薬、シンナー等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ⑤戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等 ⑥頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的 他覚所見のないもの ⑦妊娠、出産、早産、流産または</p>

④責任期間中に急激かつ偶然な外来の事故によって被保険者の生死が確認できない場合

⑤責任期間中に急激かつ偶然な外来の事故によるケガまたは自殺行為により、事故の発生または行為の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合

⑥ 病気または妊娠、出産、早産もしくは流産を直接の原因として責任期間中に死亡された場合

⑦ 責任期間中に発病した病気により、責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡された場合。ただし、責任期間中に医師の治療を開始し、かつその後も引き続き治療を受けていた場合にかぎりあります。

など

#### ＜お支払い対象となる主な費用＞

ア. 遭難した被保険者を捜索、救助または移送する活動に要した費用

イ. 救援者(※2)の現地(※3)までの航空機等の往復運賃(救援者3名分を限度とします。)

ウ. 現地および現地までの行程における救援者の宿泊施設の客室料(救援者3名分を限度とし、かつ救援者1名につき14日分を限度とします。)

エ. 治療を継続中の被保険者を現地から自国の病院等へ移転するための費用。ただし、払戻しを受けた運賃または負担することを予定していた運賃および治療費用保険金で支払われるべき費用は差し引いてお支払いします。

オ. a.救援者の渡航手続費

b.救援者・被保険者が現地で支出した交通費

c.被保険者の入院・救援に必要な身の回り品購入費および国際電話料等通信費

ただし、治療費用保険金で支払われる費用を除き、a.～c.を合計して20万円を限度とします。

カ. 被保険者が死亡した場合の遺体処理費用(100万円を限度とします。)および現

これらに起因する病気もしくは歯科疾病による入院

など

(※)責任期間中に被保険者が自殺行為を行った場合で、その行為の日からその日を含めて180日以内に死亡されたときは、救援者費用保険金をお支払いしません。



	<p>地から自国への遺体輸送費用。ただし、払戻しを受けた運賃または負担することを予定していた運賃等は差し引いてお支払いします。</p> <p style="text-align: right;">など</p> <p>(※1) 社会通念上、妥当な額とします。  (※2) 現地へ赴く被保険者の親族(これらの方の代理人を含みます。)をいいます。  (※3) 事故発生地、被保険者の収容地または被保険者の勤務地をいいます。</p>	
<p>賠償責任補償特約</p>	<p>責任期間中に偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物(宿泊施設の客室、宿泊施設のルームキー、賃貸業者から被保険者または契約者が賃借した旅行用品等を含みます。)を壊したりしたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします(免責金額はありません。)。ただし、1回の事故につきお支払いする損害賠償金は、賠償責任保険金額を限度とします。</p> <p>(注1) 被保険者が責任無能力者の場合で、その責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負ったときも損害賠償金をお支払いします。</p> <p>(注2) 賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。なお、示談交渉サービスはありません。</p>	<p>①故意  ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等  ③被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任  ④被保険者の同居の親族、旅行行程を同じくする親族に対する損害賠償責任  ⑤心神喪失に起因する損害賠償責任  ⑥航空機、船舶、車両、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任  ⑦被保険者が所有、使用または管理する財物の破損について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任(※) など</p> <p>(※) 宿泊施設の客室、宿泊施設の客室内の動産(宿泊施設のルームキーなど)に与えた損害、居住施設内の部屋、部屋内の動産(建物またはマンションの戸室全体を賃借している場合を除きます。)に与えた損害、賃貸業者から被保険者が直接借り入れた旅行用品または生活用品に与えた損害はお支払いの対象となります。</p>

携行品損害補償特約

責任期間中に携行品が、盗難・破損・火災等の偶然な事故により損害を受けた場合、携行品1つ(1個、1組または1対)あたり10万円(保険の対象が乗車券等である場合は合計して5万円)を損害額の限度として、時価額または修繕費のいずれか低い額をお支払いします(免責金額はありません。)

ただし、携行品損害保険金額をもって、保険期間中のお支払いの限度とします。なお、携行品損害保険金額が30万円を超える契約の場合、盗難、強盗および航空会社等寄託手荷物不着による損害については、30万円を保険期間中のお支払いの限度とします。

(注1)携行品とは、バッグ、カメラ、時計、衣類、旅券等、被保険者が責任期間中に携行する、被保険者所有または被保険者が旅行前に旅行のために無償で借り入れた身の回り品をいいます。ただし、旅行の有無にかかわらず業務の目的で借りているもの、居住施設内(宿泊施設を除いた住宅等の居住施設内をいい、居住施設が一戸建住宅の場合はその住宅の敷地内、集合住宅の場合は被保険者が居住している戸室内をいいます。)にある間、携行しない別送品および下記の内容は保険の対象に含まれません。

◇現金、小切手 ◇クレジットカード、自動車・原動機付自転車以外の運転免許証、定期券 ◇コンタクトレンズ、義歯 ◇船舶、自動車、原動機付自転車 ◇動物、植物 ◇稿本、設計書 ◇商品もしくは製品等 ◇業務の目的のみに使用される設備もしくは什器等 ◇データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物 ◇危険な運動(ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等)を行っている間のその運動のための用具およびウインドサーフィン、サーフィン等の運動を行うための用具

(注2)「時価」とは同等なものを新たに購入するのに必要な金額から、使用や経過年

- ①故意または重大な過失
- ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等
- ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、シンナー等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転による損害
- ④携行品の欠陥、または自然の消耗、性質によるさび・変色、機能に支障をきたさない外観の損害
- ⑤置き忘れ(※1)または紛失
- ⑥偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的事故または機械的事故
- ⑦国等の公権力の行使(※2)など

(※1)保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。

(※2)火災消防または避難処置による場合や、空港等における安全確認検査等において、手荷物にかけていた錠が壊された場合を除きます。

	<p>月による消耗分を差し引いて現在の価値として算出した金額をいいます。</p> <p>(注3) 旅券の損害については、1回の事故につき5万円を限度として、発給費用(宿泊費・交通費等を含みます。)をお支払いします。</p> <p>(注4) 自動車・原動機付自転車の運転免許証の損害については、国または都道府県に納付した再発給手数料をお支払いします。</p>	
<p>航空機寄託手荷物遅延等費用補償特約</p>	<p>航空機搭乗時に航空会社に預けた手荷物の目的地への到着が6時間を超えて遅れた場合、目的地への到着後、96時間以内かつ旅行行程中に購入した衣類・生活必需品の費用およびやむを得ず必要となった身の回り品の費用を、1回の事故につき10万円を限度としてお支払いします。</p> <p>(注) 手荷物が被保険者のもとに到着した時以降に購入等した費用は除きます。</p>	<p>① 故意、重大な過失または法令違反</p> <p>② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等</p> <p>③ 地震、噴火またはこれらによる津波</p> <p style="text-align: right;">など</p>
<p>航空機遅延費用等補償特約</p>	<p>被保険者が以下の①または②のいずれかに該当し、被保険者がそれぞれの地で現実に支出した以下の費用(社会通念上妥当な額とします。)を負担することによって損害を被った場合、1回の事故につき2万円を限度として保険金をお支払いします。</p> <p><b>&lt;お支払い対象となる主な場合&gt;</b></p> <p>① 出発地(着陸地変更の場合の着陸した地を含みます。)において、搭乗予定航空機の6時間以上の出発遅延、欠航、運休もしくは搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能または搭乗した航空機の着陸地変更により、6時間以内に代替機を利用できない場合</p> <p>② 乗継地において、搭乗した航空機の遅延(被保険者が搭乗予定の航空機の出発遅延、欠航等または被保険者が搭乗した航空機の着陸地変更を含みます。)によって、乗継予定航空機に搭乗できず、乗継地への到着時刻から6時間以内に代替機を利用できない場合</p> <p><b>&lt;お支払い対象となる主な費用&gt;</b></p> <p>宿泊施設の客室料、食事代、国際電話料</p>	<p>① 故意、重大な過失または法令違反</p> <p>② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等</p> <p>③ 地震、噴火またはこれらによる津波</p> <p style="text-align: right;">など</p>

	等通信費、目的地において提供を受けることを予定していたが、提供を受けることができなかった旅行サービスの取消料、交通費（宿泊施設への移動に要するタクシー代等の費用等） など	
--	--	--

(注 1) 家族型の場合は、携行品損害、救援者費用、賠償責任、航空機寄託手荷物遅延等費用については、保険の対象となる方および保険の対象となる方と一緒に旅行されるご家族のうち、契約画面に入力された方(被保険者)全員で一つの保険金額を共有します。

(注 2) 航空機寄託手荷物遅延等費用、航空機遅延費用等については、保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いしますので、事故、損害額の証明書類をお持ち帰りください。

(注 3) すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、保険金を支払うべきケガや病気の程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

## 用語のご説明

用語	用語の定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
責任期間	保険期間中で、かつ、旅行行程中をいいます。
テロ行為	政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。
特定の感染症	コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群(SARS)、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシジオイデス症、デング熱、顎口虫、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺症候群、ニパウイルス感染症、赤痢、ダニ媒介性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レプトスピラ症、高病原性鳥インフルエンザをいいます。
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。
旅行行程	海外旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの旅行行程をいいます。
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方(※1)および同性パートナー(※2)を含みます。 (※1) 内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。 (※2) 同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方をいいます。



(注) 内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思(同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思)をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者に含みます。
--

## その他ご注意いただきたいこと

保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえて設定してください。  
公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ  
(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

(SJ24-02487 2024年5月29日)